

「第54回 制度設計専門会合」 中小水力発電4団体 ご説明資料

2021年1月25日

公 営 電 気 事 業 経 営 者 会 議
大口自家発電施設者懇話会 水力発電委員会
全 国 小 水 力 利 用 推 進 協 議 会
水 力 発 電 事 業 懇 話 会

内容

- 1 発電側基本料金について
- 2 売電料金への転嫁について
- 3 課金方法について
- 4 割引制度について

1 発電側基本料金について

- (1) 2050年カーボンニュートラルに向けた再エネの主力電源化と、電力の安定供給を目指すためにも、発電事業者が託送料金の一部を負担する発電側基本料金の導入は、再エネが国民から信頼を得る意味でも必要であると認識します。
- (2) 制度設計の見直しに当たっては、中小水力の多くが山間部に立地しているなど、各種電源の特性を踏まえた検討を願いたい。

2 売電料金への転嫁について

- (1) 発電事業者と小売電気事業者との協議により、発電側基本料金相当額を売電料金に適切に転嫁できるようガイドラインに具体的に明示し、発電事業者にとって過度な負担とならないようにしていただきたい。
- (2) 発電側基本料金導入後においても、ガイドラインに基づき適切な転嫁が行われているか、小売電気事業者への監視を徹底していただきたい。

3 課金方法について

- (1) 水力発電所は、既存の特別高圧系統に接続されているものが圧倒的に多いこと。また、当面は契約kWに応じた施設整備及び維持管理費用が継続されることから、送電設備へのインセンティブ効果も踏まえ、契約kW課金のみでの課金方法を希望する。

3 課金方法について

(2) kWh課金の導入について

将来的にゾーン制などが導入され、混雑地域の電源と混雑を受けない地域の電源との差を調整する必要がある場合には、出力制御を受けた分をkW課金額から割り引くことが基本であると考えている。

一方で、今後の費用対便益に基づく整備への流れを踏まえると、kWh課金の導入も必要であると考えており、この場合のkW課金とkWh課金の比率については、NWコストの実態を踏まえ、kW課金の比率を高めるよう要望します。

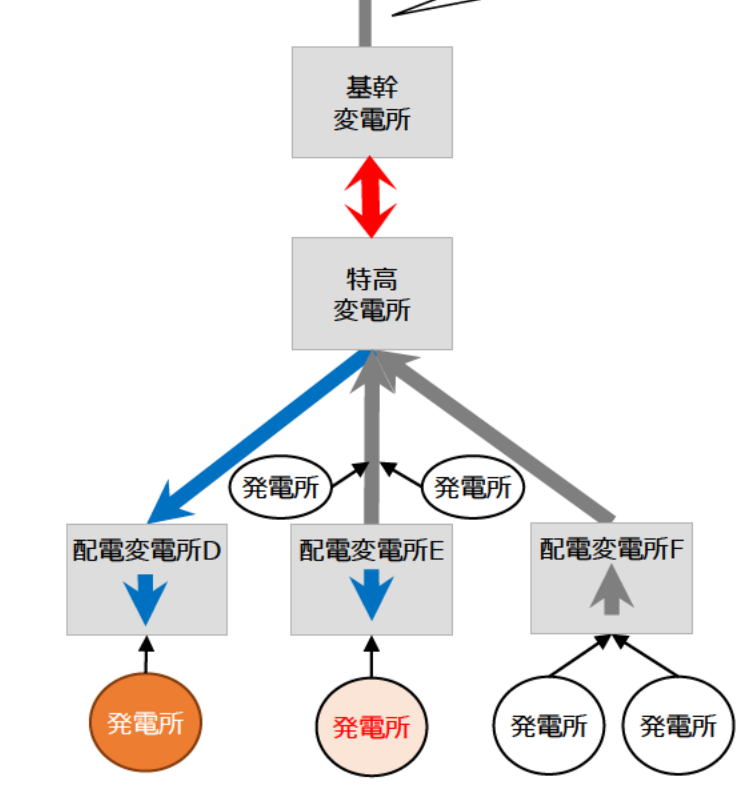
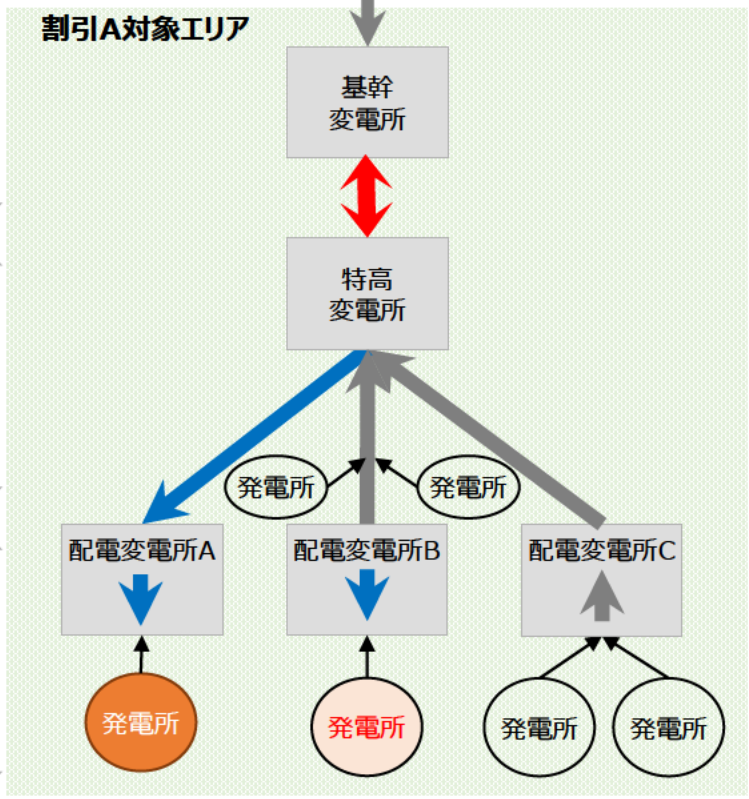
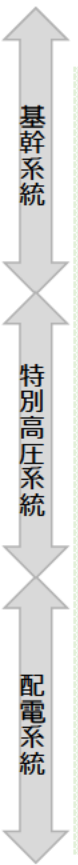
4 割引制度について

今回示された、「割引B」の拡充（割引A地域内に限定しない）については、基幹変電所から特高変電所間の潮流方向にはこだわらず、配電系統内で消費される電源を対象としていることから、地域での地産地消に資する内容となっており、拡充案に賛同します。（資料1参照）

資料 1 (割引制度B-1、B-2拡充のイメージ)

割引Bの対象地域は、割引Aの対象地域に限定しない。

基幹変電所から特高変電所間の潮流方向にはこだわらない



配電変電所A 配電変電所B 配電変電所C 配電変電所D 配電変電所E 配電変電所F

特別高圧系統に逆潮流していないか

○	×	×	○	×	×
---	---	---	---	---	---

配電変電所でアップ潮流が生じていないか

○	○	×	○	○	×
---	---	---	---	---	---

割引判定結果

割引B-1	割引B-2	無し	割引B-1	割引B-2	無し
-------	-------	----	-------	-------	----